

会員各位

一般社団法人白井工業団地協議会
代表理事 野水俊夫

「玉掛け技能講習」のご案内

玉掛けの業務は、玉掛け作業者とクレーン運転者との連携作業であり、玉掛け作業を行うにはクレーン等の種類、特徴、構造、安全装置等について理解していることが必要です。

労働安全衛生法において「制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの業務」に就く者を規程しております。荷物の重さにかかわらず、クレーン等の能力が1トン以上の場合には、ワイヤーロープを掛けたり、荷物のつり上げ作業に従事する者は玉掛け技能講習を修了しなければならないと定められています。

(労働安全衛生法第61条、第76条、労働安全衛生法施行令第20条第16号、労働安全衛生規則第79条による)

このため当協議会では、(一社)日本クレーン協会のご協力を得て、「玉掛け技能講習」を実施することとしました。

この機会に是非、受講されるようご案内いたします。

記



- | | |
|--------|---|
| 1 日時 | 学科：7月29・30日(木・金) 9:00~17:00
実技：8月1日(日) 8:30~全受講者終了まで。
(各日開始10分前には、お集まりください) |
| 2 会場 | 学科：白井市公民センター
実技：ジェコス(株)(白井市中 98-1) |
| 3 講習会費 | 30,000円 (受講料・テキスト代・事務費・会場経費・3日分昼食代含む)
※ 会員外は2,000円増しになります。 |
| 4 定員 | 14名
※ 定員になり次第、受付を終了させていただきます。ご了承ください。
※ 10名に満たない場合、中止となることがあります。
※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止することがあります。 |
| 5 受講資格 | 満18歳以上で下記の①又は②のいずれかに該当する方
①クレーン・移動式クレーン・デリック又は揚荷装置で、吊り上げ荷重及び、制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務に、6ヶ月以上ついた経験を有する方。(クレーン等安全規則第244条第1号)
②上記クレーン等の吊り上げ荷重が1トン未満のものの玉掛けの作業の業務に6ヶ月以上ついた経験を有する方。(クレーン等安全規則第244条第2号)
* ②の方は「玉掛け業務に関わる特別教育」修了証を添付してください。 |

6 締切日 7月9日(金)16時まで

7 申込方法 ①別紙申込書

※ 申込書の玉掛け補助作業、荷の種類、作業内容は必ずご記入ください。

※ 申込書・備考欄に「緊急連絡先」をご記入ください。

②受講料

③証明用写真2枚（縦 35mm×横 25mm）

以上①～③までを添えて締切日までに事務局へお申し込みください。

電話での事前予約も可能ですが、締切りまでに申込書・受講料をお持ちください。

※ 締め切りを過ぎた場合、キャンセルとみなし予約が取り消しになる場合がありますので、ご了承ください。

8 持ち物 学科:①筆記用具

②計算機(携帯電話 不可)

実技:①作業服

②安全靴

③手袋

④ヘルメット

⑤ホイッスル

※ 必要装備が無ければ受講できませんので必ずお持ちください。

9 その他 試験合格者には後日、会社宛に FAX でお知らせいたします。

修了証は、当協議会事務局にてお渡しいたします。

*** 注意事項 ***

◎ マスク着用をお願いいたします。

◎ 発熱や体調不良の場合はお控えくださるようお願いいたします。

◎ 講習会当日は時間厳守をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻した場合、法定の講習時間数に満たないと判断された場合失格となります。

◎ 公民センターは、全館・全敷地が全面禁煙となりますので、ご協力をお願いいたします。

一般社団法人 白井工業団地協議会
事務局 担当:塚原
白井市中 98-17(白井市公民センター内)
TEL:047-491-0224 FAX:047-491-0222